

## 第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化・複雑化・多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル・地下街等の増加、トンネル・橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。このような社会構造の変化により、海上災害・道路災害・危険物等災害・大規模な火事災害・林野火災など大規模な事故による被災（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

### 第1節 海上災害対策計画

#### 1. 海難対策計画

船舶の衝突・乗揚・転覆・火災・爆発・浸水・機関故障等の海難の発生による多数の遭難者・行方不明者・死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防・応急対策は、この計画に定めるところである。

##### (1)海難防止推進機関

江差海上保安署、北海道運輸局函館運輸支局、檜山振興局、江差警察署、江差町、江差消防署、船舶所有者等（船舶所有者・管理者・占有者等を含む。以下この章において同じ）、ひやま漁業協同組合、(社)北海道漁船海難防止・水難救済センター

##### (2)予 防 対 策

海難の発生を未然に防止し又は被害を軽減するため、海難防止推進機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力して、必要な予防対策を実施するものとする。

##### ①江差海上保安署・北海道運輸局函館運輸支局・檜山振興局・江差警察署・江差町・江差消防署

- ア. 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- イ. 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- ウ. 職員の非常招集体制・応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- エ. 海難発生時における応急活動に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連絡体制の強化を図るものとする。
- オ. 海難発生時の救急・救助・救護に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
- カ. 関係機関と相互に連携して実践的な防火訓練を実施し、海難発生時の活動手順・関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

- キ. 船舶所有者及び船長に対しては、次により気象情報の把握に努め、荒天に際しては早期避難、避船を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導するものとする。
  - a 漁業気象通報及び天気予報を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。
  - b 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対する江差海上保安署からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。
- ク. 法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、(公社)北海道海難防止・水難救済センターとともに、船舶所有者及び乗組員に対し、次の事項を指導するものとする。
  - a 船体・機関・救命設備（救命器具・信号器機・消防設備等）及び通信施設の整備
  - b 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立
  - c 漁船乗組員の養成と資質の向上
  - d 小型漁船の集団操業の励行指導及び相互救難体制の強化
  - e 海難防止に対する意識の高揚
- ケ. 江差海上保安署及び函館運輸支局は、次の事項に留意し随時立入検査等を行い、船舶所有者及び船長に対し、適切な指導を行うものとする。
  - a 海技従事有資格者の乗船確認
  - b 無線従事有資格者の乗船確認
  - c 救命器具及び消化器具等の設備の確認

②ひやま漁業協同組合及び船舶所有者等

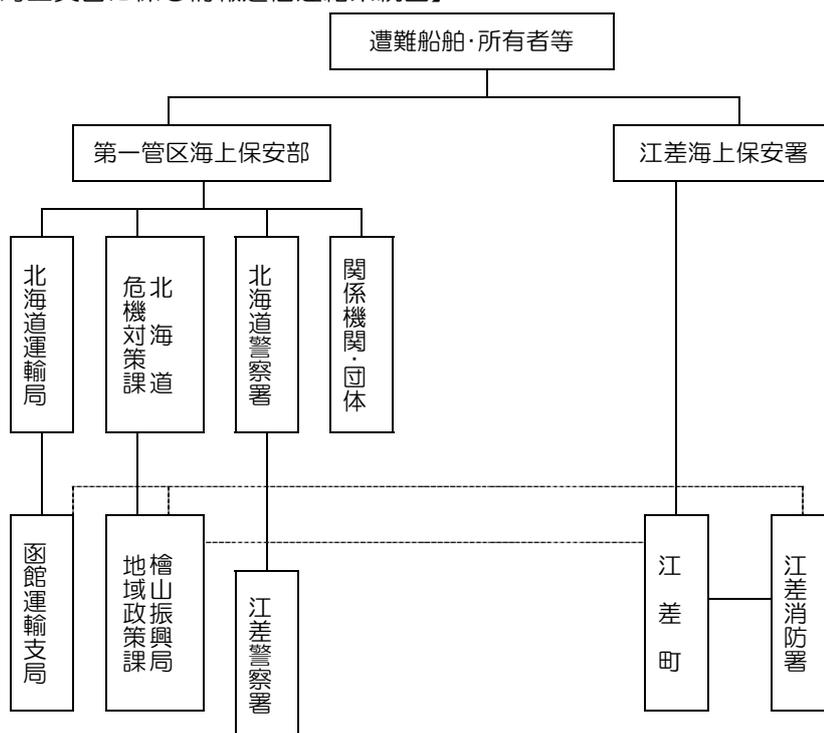
- ア. 気象状況の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
  - a 放送の聴取  
気象通報及び天気予報を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。
  - b 漁業無線局の放送聴取  
漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し適切にその状況を伝えるので必ず聴取する。なお、荒天時には速やかに早期避難、避泊する等適切な措置を講ずる。
- イ. 職員の非常招集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- ウ. 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- エ. 船舶の火災に備え、必要な消防力を整備するとともに、自衛消防隊の組織化に努めるものとする。

(3)災害応急対策

①情報通信

関係機関は、海難が発生し又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次の連絡システムにより実施するものとする。

【海上災害に係る情報通信連絡系統図】



② 広 報

海難発生時の広報は「第5章第2節 災害広報計画」に定めるほか、次により実施する。

ア. 実施機関

船舶所有者等、ひやま漁業協同組合、江差海上保安署、北海道運輸局函館運輸支局、檜山振興局、江差警察署、江差町、江差消防署

イ. 実施事項

a 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- 1) 海難の状況
- 2) 家族等の安否情報
- 3) 医療機関等の情報
- 4) 関係機関の応急対策に関する情報
- 5) その他必要な事項

b 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ又は広報車や遠隔吹鳴システム、広報板の利用等により、次の事項について広報を実施する。

- 1) 海難の状況
- 2) 旅客及び乗組員の安否情報
- 3) 医療機関等の情報
- 4) 関係機関の応急対策に関する情報
- 5) その他必要な事項

### ③ 応急活動体制

町長は、海難が発生し又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。なお、関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

### ④ 捜索活動

海難船舶の捜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、漁業協同組合・水難救難所の協力を得て、それぞれ船舶・ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

### ⑤ 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、「第5章第5節 救助救出計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

#### ア. 救助救出実施機関

江差海上保安署、江差警察署、江差町、ひやま漁業協同組合、(公社)北海道海難防止・水難救済センター

#### イ. 江差海上保安署（海上保安庁法第5条）

- a 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災地変、その他救済を必要とする場合の救助に関すること。
- b 船舶交通の障害の除去に関すること。
- c 海上保安部以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関すること。
- d 警察庁及び都道府県警察・税関・検疫所・その他関係行政庁との間における協力・共助及び連絡に関すること。

#### ウ. 江差警察署（水難救護法第4条）

警察官は、救護の業務について町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代わってその職務を行うこと。

#### エ. 江 差 町（基本法第62条・水難救護法第1条）

町は、関係機関と密接な連絡のもとに次の業務を実施する。

- a 遭難船舶を認知した際は、江差海上保安署及び江差警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと。
- b 救難のため必要があるときは、住民を招集し船舶・車・その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うこと。

#### オ. ひやま漁業協同組合

常時、所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には適切な指示を与えるとともに、関係機関に対する連絡に当たるものとする。

#### カ. (社) 北海道海難防止・水難救済センター

江差海上保安署長及び町長から要請があった場合、又は自らが海難を認知した場合は、関係機関の実施する海難による人命・船舶及び積荷の救済に協力すること。

### ⑥ 消 防 活 動

領海内における船舶等の火災は、「江差海上保安署と檜山広域行政組合消防本部との船舶消火に関する業務協定書」の締結に基づき、円滑な消火活動を行うものとする。

#### ⑦医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、「第5章第15節 医療救護計画」の定めるところにより実施するものとする。

#### ⑧行方不明者の捜索及び遺体の収容等

海難発生時における行方不明者の捜索並びに遺体の収容・埋葬等については、「第5章第22節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

#### ⑨交通規制

海難発生時における交通規制については、「第5章第7節 交通応急対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

#### ⑩自衛隊派遣要請

海難発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により実施するものとする。

#### ⑪広域応援

町及び消防機関は、海難の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章第29節 広域応援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

## 2. 流出油等対策計画

船舶の衝突・乗揚・転覆・火災・爆発・浸水・機関故障等の海難事故により、船舶からの油等の大量流失等による著しい海洋汚染・火災・爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防・応急対策は、この計画に定めるところによる。

### (1)災害予防対策

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

#### ①関係行政機関共通事項（北海道開発局函館開発建設部・江差海上保安署・北海道運輸局函館運輸支局・檜山振興局・江差警察署・江差町・江差消防署）

ア. 迅速かつ的確な災害情報収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。

イ. 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。

ウ. 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。

エ. 災害発生時における応急活動に関し、平常時から江差海上保安署を事務局とする「檜山南部沿岸排出油等防除協議会」会員相互の連携体制の強化を図るものとする。

オ. 災害時の油等の大量流出に備え、消防艇・化学消化剤・油処理剤・オイルフェンス等の資機材の整備促進に努めるとともに、その整備状況等について関係機関と情報を共有するものとする。

カ. 関係機関と相互に連携して実践的な防火訓練を実施し、災害発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

## ②各行政機関の個別の実施事項

### ア. 北海道開発局函館開発建設部

港湾及び航路の直轄工事の計画・施工に関して防災上留意すべき事項について十分配慮する。

### イ. 江差海上保安署

a 防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防火関係資料の収集及び調査研究を行う。

1)油等大量流出事故による災害発生の予想に関する資料(各種原因による災害発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料)

2)港湾状況(特に避難港・避船地・危険物の荷役場所・貯木場・はしけ溜まり等の状況)

3)防災施設・器材等の種類・分布の状況等、救助に必要な器材能力の基礎調査(曳船・サルベージ・消火及び油除去作業・潜水作業等)

b 北海道沿岸海域排出油等防除計画の普及及び流出油の防除に関する檜山南部沿岸排出油等防除協議会の育成強化

c 防災に関し関係機関・報道機関等と緊密な連絡を取り、次の方法により関係者を指導啓発するものとする。

1)海難防止運動・防災の日等の諸行事における防災に関する講習会の開催、防止参考資料の配布等

2)在港船舶に対する訪船指導

d 海事関係法令違反は海難の発生に直接結びつくものであり、海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において一般船舶、特にタンカー及び危険物積載船舶等に対する立入検査を実施して、次の事項の励行を図り海難の未然防止に努める。

1)船舶安全法に基づく安全基準の励行

2)船舶職員及び小型船舶操縦者法・船員法等乗組員に関する法令の遵守

3)港則法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等に関する法令の遵守

### ウ. 檜山振興局

a 町の流出油等対策計画の樹立及び必要な資材の備蓄について指導する。

b 町の漁港及び航路の計画、施行に関して防災上留意すべき事項について十分配慮するよう指導する。

c 町及び関係機関が行う予防対策の連絡調整を実施する。

### エ. 江差町・江差消防署

a 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設(防舷材・けい船柱)等の改修並びに岸壁水深の維持に努める。

b 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。

c 船舶所有者等・ひやま漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。

1)荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行うこと。

2)消火器具の配備

3)油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備

4)立入禁止・火気厳禁の標示の徹底

- d 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について、関係機関と相互に交換する。

オ. 船舶所有者等・ひやま漁業協同組合

- a 気象情報等の把握に努め、海上等における流出油災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
- b 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- c 災害時の油等の大量流出に備え、化学消化剤・油処理剤・オイルフェンス等の資機材の整備促進に努めるものとする。
- d 関係機関と相互に連携して実践的な防火訓練を実施し、災害発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

(2)災害応急対策

海難事故により海上流出等をした油等の拡散防止及び回収除去のための応急措置は、その船舶所有者等（原因者）が行わなければならない。しかし、大量の流出油等で原因者の防除活動のみでは、対応ができないときは、江差海上保安署をはじめとする「檜山南部沿岸排出油等防除協議会」の関係機関等が、本計画に定めるもののほか、「流出油事故災害対応マニュアル」に基づいて実施する。

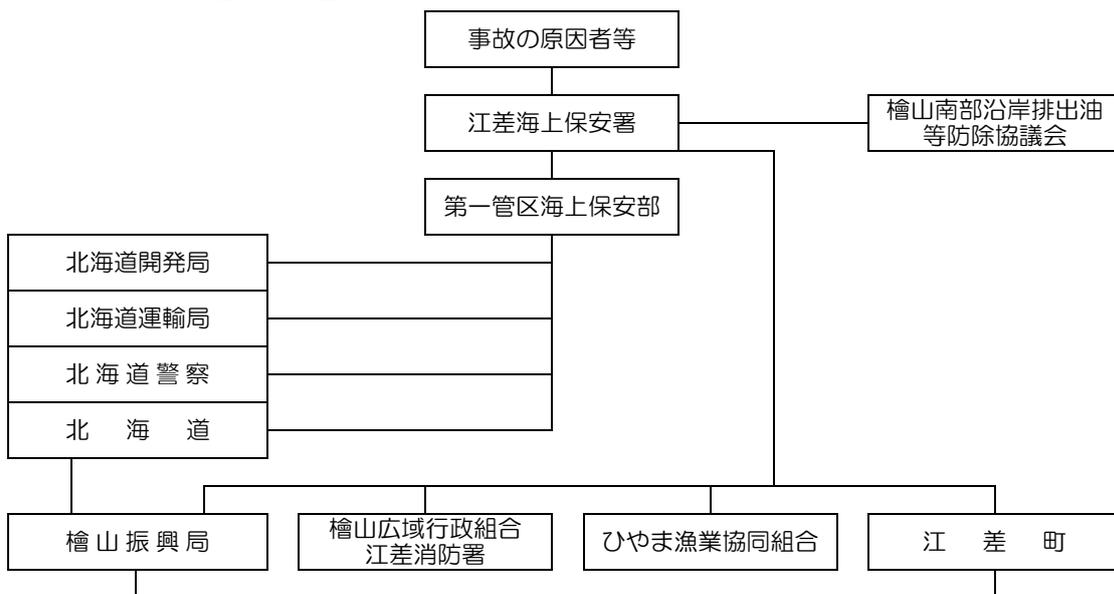
①情報通信

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア. 情報通信連絡系統

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

【油等流出事故情報連絡系統図】



## イ. 実施事項

関係機関は、情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化・応急対策の調整等を行うものとする。

### ②災害広報

油等大量流出事故災害の広報は、「第5章第2節 災害広報計画」の定めによるもののほか、次により実施する。

#### ア. 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

- a 油等大量流出事故災害の状況
- b 関係機関の災害応急対策に関する情報
- c 海上輸送復旧の見通し
- d 避難の必要性等、地域に与える影響
- e その他必要な事項

### ③応急活動体制

檜山振興局長・町長・防災関係機関の長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。また、関係機関は円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

### ④流出した油等の拡散防止及び回収除去活動

#### ア. 事故の原因者等

速やかに江差海上保安署に通報するとともに、油等が流出した場合は、汚染の拡大を防ぎ、引き続く流出を止め、除去し、又は油等が流出するおそれがあるときは、流出を防止する等の防除活動を実施しなければならない。

#### イ. 江差海上保安署

- a 巡視船艇・航空機又は海上保安庁機動防除隊により流出油等の汚染拡散範囲及び性状の変化の状況を調査するとともに、関係機関に情報を提供する。
- b 周辺海域の警戒を行い、必要に応じて船舶交通の整理、指導又は制限の措置を講ずる。特に必要が認められるときは、区域を設定し、船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。
- c 防除活動等の必要な措置を行うべき事故原因者等の防除措置義務者の対応が不十分なときは、指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認めるときは、巡視船艇等により応急の防除措置を講じる。
- d 緊急を要し、かつ、必要と認められるときは、海上災害防止センターに対し流出油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。
- e 排出油の防除に関する協議会等関係機関に対し、必要な資機材の確保及びそれぞれの立場に応じた防除活動や協議会相互の連携ができるように調整を行う。
- f 油回収船による流出油の回収、船舶からの油の抜き取り、オイルフェンスの展張、油処理剤の使用等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

- g 第一管区海上保安本部長等は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油・有害液体物質・廃棄物・その他の物の除去、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の抜き取り又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去、その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請することができる。

#### ウ. 函館開発建設部

流出油等の海岸等への漂着に対処するため、ヘリコプター等による流出油の情報収集及び関係機関への情報提供並びに必要なに応じ、関係市町村に必要な防除資機材の応援措置を講ずるものとする。

#### エ. 江差町・北海道

- a 北海道は、ヘリコプター等による流出油の漂流状況等の情報収集を行うとともに、その情報を関係機関へ提供するものとする。
- b 油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。防除措置を実施するにあたっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努めるものとする。

#### オ. 江差警察署

- a 油等大量流出等の災害が発生した場合には、警察用航空機・警察船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握するための沿岸調査及び警戒監視活動を行うものとする。
- b 油等大量流出等の災害が発生した場合には、関係機関と緊密に連携し、必要により地域住民等の避難誘導・立入禁止区域警戒・交通規制等を実施するとともに、関係機関が行う流出油等の防除活動への協力を行うものとする。その際、必要な装備資機材の迅速な調達にも、配慮するものとする。

### ⑤消防活動

流出油等の海上火災等発生時における消防活動は次により実施するものとする。

- ア. 江差海上保安署は、速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて町（消防機関）に協力を要請するものとする。
- イ. 町及び江差消防署は、火災状況等の情報収集に努め、江差海上保安署の消火活動に協力するものとする。

### ⑥避難措置

流出油等による火災・爆発等により住民の生命及び身体の安全・保護を図るため必要がある場合は「第5章第5節 避難救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

### ⑦交通規制

海上災害時における交通規制については、「第5章第7節 交通応急対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

### ⑧自衛隊派遣要請

流出油等事故災害時における自衛隊派遣要請について、「第5章第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

ア. 海上保安庁長官等法令で定める者は、流出油の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

イ. 要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

#### ⑨広域応援

町及び江差消防署は、流出油等事故災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章第29節 広域応援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、北海道及び国へ応援を要請するものとする。

#### ⑩危険物関係施設管理者及び水難救難所の協力

危険物関係施設管理者及び(社)北海道漁船海難防止・水難救済センターは、流出油防災対策上関係機関から要請があった場合は、保有する諸資機材等をもって協力を行うものとする。

#### ⑪防災ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となり、それらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受け入れ等については「第5章第31節 防災ボランティアとの連携計画」の定めるところによる。

#### ⑫その他、流出油等の防除活動に必要な措置

このほかに、とるべき応急対策は、「本章第1節 海上災害対策計画」の定めるところにより実施する。

## 第2節 道路災害対策計画

道路構造物の被災又は車輛の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされる災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防衛し被害の軽減を図るため、町及び関係機関が実施する各種の予防・応急対策に関する計画は、次に定めるところによる。

### 1. 災害予防

道路管理者及び江差警察署等の関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

#### (1)道路管理者

①トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現状の把握に努めるとともに、異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を講ずるため、情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

②道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。

③道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

- ④職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアル作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- ⑤関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達・活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずるものとする。
- ⑥道路災害時に、施設・設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。
- ⑦道路利用者に対して、道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。
- ⑧道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

(2)江差警察署

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

2. 災害応急対策

(1)情報通信

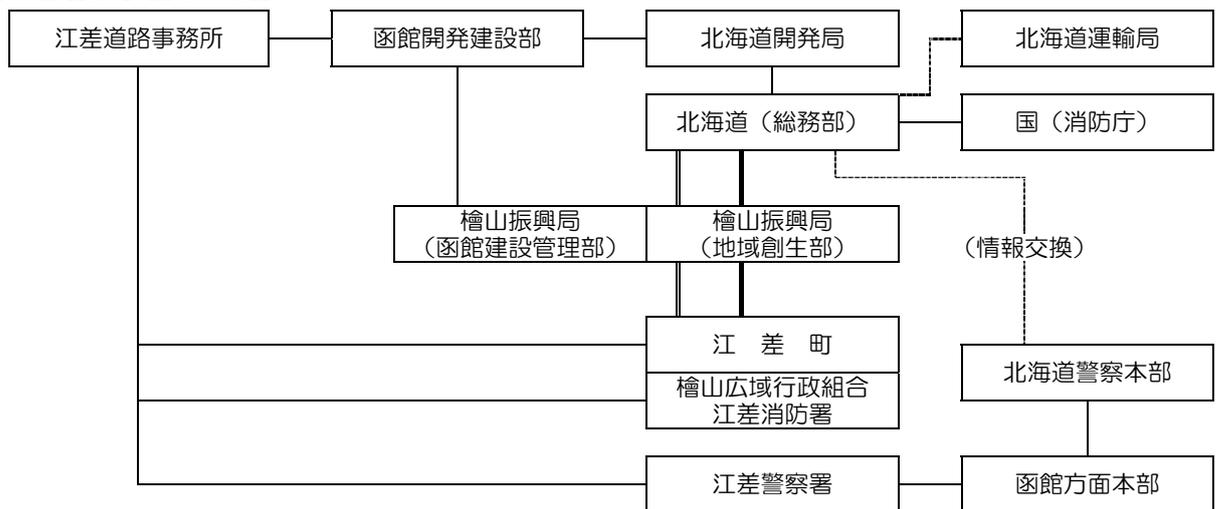
道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

①情報連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

【情報通信連絡系統図】

(1)国の管理する道路の場合





- ウ. 医療機関等の情報
- エ. 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- オ. その他必要な事項

②道路利用者及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア. 道路災害の状況
- イ. 被災者の安否情報
- ウ. 医療機関等の情報
- エ. 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ. 道路輸送復旧の見通し
- カ. 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ. その他必要な事項

(3) 応急活動体制

町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。なお、関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、「第5章第5節 救助救出計画」の定めるところによる。

(5) 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、「第5章第15節 医療救護計画」の定めによるもののほか、道路管理者も、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

(6) 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

①道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速、かつ、的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

②消防機関

ア. 消防機関（江差消防署）は、「第4章第9節 消防計画」に基づき、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、消防活動を迅速に実施するものとする。

イ. 消防機関（江差消防署）の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索及び遺体の収容・埋葬等については、「第5章第22節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところによる。

## (8)交通規制

道路災害時における交通規制については、「第5章第7節 交通応急対策計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

### ①江差警察署

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

### ②道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な交通規制を行うものとする。

## (9)危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合は、「本章第3節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

## (10)自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要がある場合には、「第5章第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、檜山振興局長に対して自衛隊の災害派遣の要請を依頼するものとする。

## (11)広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施することができない場合には、「第5章第29節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関・他の市町村及び北海道等に対して応援を要請するものとする。

## 3. 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、次の事項に留意し迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

- ①道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
- ②関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人的応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。
- ③類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- ④災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努めるものとする。

### 第3節 危険物等災害対策計画

危険物（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩・流出・火災・爆発等により、死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防火関係機関の実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

なお、海上への危険物等の流出等による災害対策については、「本章第1節 海上災害対策計画：2. 流出油等対策計画」の定めるところによる。

#### 1. 危険物の定義

##### (1) 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの。《例：石油類（ガソリン・灯油・軽油・重油）など》

##### (2) 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの。《例：火薬・爆薬・火工品（工業雷管・電気雷管等）など》

##### (3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの。《例：液化石油ガス（LPG）・アセチレン・アンモニアなど》

##### (4) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの。《例：毒物（シアン化水素・シアン化ナトリウム等）・劇物（ホルムアルデヒド・塩素等）など》

##### (5) 放射性物質

放射性同位元素・核燃料物質・核原料物資を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」等により、それぞれ規定されている。

#### 2. 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物の貯蔵・取り扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。

##### (1) 危険物等災害予防

###### ① 事業者

ア. 消防法の定める設備基準・保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ. 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

###### ② 北海道（檜山振興局）・江差消防署

ア. 消防法の規定に基づき、保安検査・立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ. 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

### ③江差警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等の実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

## (2)火薬類災害予防

### ①事業者

ア. 火薬類取締法の定める設置基準・保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ. 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官等に届け出るとともに北海道に報告するものとする。

### ②北海道産業保安監督部

ア. 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査・立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ. 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

ウ. 事業者の自主保安体制の確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

エ. 事業者の予防対策について監督・指導するものとする。

### ③北海道（檜山振興局）

ア. 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査・立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ. 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに北海道公安委員会に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

ウ. 事業者の自主保安体制の確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選定等について指導するものとする。

### ④江差警察署

ア. 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。また、必要と認められるときは、北海道（檜山振興局）・北海道産業保安監督部に対して必要な措置をとるよう要請するものとする。

イ. 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時・通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により、運搬による災害発生防止を図るものとする。

ウ. 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに北海道知事に通報するものとする。

#### ⑤江差消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立、並びに危険物等事業所間の協力体制の確立等について適切を指導するものとする。

### (3)高圧ガス災害予防

#### ①事業者

ア. 高圧ガス保安法の定める設備基準・保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安総括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ. 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、北海道知事又は警察官等に届け出るものとする。

#### ②北海道産業保安監督部

ア. 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査・立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ. 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。

#### ③北海道（檜山振興局）

ア. 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査・立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ. 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。

ウ. 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに北海道公安員会に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

#### ④江差警察署

ア. 人の生命・身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

イ. 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったとき、又は災害が発生したときの届出があったときは速やかに北海道知事に通報するものとする。

#### ⑤江差消防署

火災予防上の観点から事業所及び販売店の実態を把握し、消防施設等の保守管理について指導するほか、放火管理者等による自主保安体制の確立並びに危険物等事業所間の協力体制についての確立を指導するものとする。

### (4)毒物・劇物災害予防

#### ①事業者

ア. 毒物及び劇物取締法の定める設置基準・保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ. 毒劇物が飛散する等により、不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を檜山振興局保健環境部保健行政室・江差警察署又は江差消防署に届け出るとともに、必要な応急措置を講じるものとする。

②檜山振興局保健環境部保健行政室

ア. 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。

イ. 事業者の自主保安体制確立を図るため、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。

③江差警察署

必要に応じ、毒物及び劇物の保管状態、自主保安体制等の事業者の実態を把握するとともに資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

④江差消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等について適切な指導を行うものとする。

(5)放射性物質災害予防

①事業者

ア. 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準・保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ. 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣・消防署等関係機関へ通報するものとする。

②江差消防署

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

③江差警察署

ア. 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ. 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合に、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時・経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

(6)危険物施設等の現況

江差町における危険物等の施設状況は次のとおりである。

町内別危険物施設

(平成29年4月1日現在)

区分 町内別	製造所	貯蔵所						取扱所			合計
		屋内	屋外 タンク	屋内 タンク	地下 タンク	移動 タンク	屋外	一般	給油	小 詰 口 替	
豊川町					1						1
中歌町					2				1		3
姥神町			1		5	3		2	3	1	15
橋本町					1	1		1			3
新地町						1					1
茂尻町					2					1	3
陣屋町					1						1
津花町						1					1
南浜町					1						1
円山					1						1
東山			2		1			1	1		5
砂川			2					1	4		7
尾山町					1						1
田沢町					2						2
伏木戸町					4			1	1		6
柳崎町			2		1				1		4
水堀町					2						2
合計			7		25	6		6	11	2	57

3. 災害応急対策

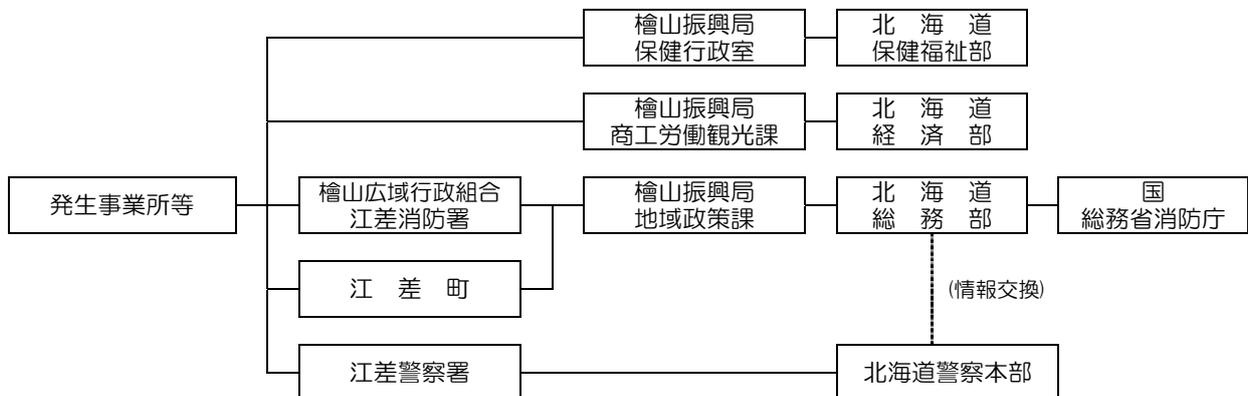
(1)情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

①情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。

【情報通信連絡系統図】



## ②実施事項

- ア. 関係機関は、災害発生時において直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ. 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ. 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認・共有化・応急対策の調整等を行うものとする。

## (2)災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族・地域住民等に対して行う広報は、「第5章第2節 災害広報計画」の定めるところによるほか、次により実施する。

### ①実施機関

事業者及び消防法・火薬類取締法・高圧ガス保安法・毒物及び劇物取締法・放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

### ②実施事項

#### ア. 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- a 災害の状況
- b 家族等の安否情報
- c 危険物等の種類・性状など人体・環境に与える影響
- d 医療機関等の情報
- e 関係機関の実施する応急対策の概要
- f その他必要な事項

#### イ. 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車や遠隔吹鳴システムの利用等により、次の事項について広報を実施する。

- a 災害の状況
- b 被災者の安否情報
- c 危険物等の種類・性状など人体・環境に与える影響
- d 医療機関等の情報
- e 関係機関の実施する応急対策の概要
- f 避難の必要性等、地域に与える影響
- g その他必要な事項

## (3)応急活動体制

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。なお、関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ北海道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

#### (4)災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

##### ①事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。

##### ②危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

#### (5)消火活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

##### ①事業者

消防機関（江差消防署）の現地到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

##### ②江差消防署

ア. 事業者との緊密な連携を図り、化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等を活用し、危険物の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

イ. 職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

#### (6)避難及び救出活動等

町及び各関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章第4節 避難対策計画」及び「第5章第5節 避難救出計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難及び救出措置を講ずるものとする。

また、「第5章第15節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施し、「第5章第22節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬等を実施するものとする。

#### (7)交通規制

江差警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章第7節 交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

#### (8)自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要がある場合には、「第5章第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、檜山振興局長に対して自衛隊の災害派遣の要請を依頼するものとする。

#### (9)広域応援

町及び江差消防署は、災害の規模によりそれぞれ単独で十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章第29節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村及び北海道へ応援を要請するものとする。

## 第4節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防・応急対策に関する計画は、次に定めるところによる。

### 1. 災害予防

町（江差消防署含む）は、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、次に掲げる予防対策を実施するものとする。

#### (1) 大規模な火事災害に強い町づくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

#### (2) 火災発生・被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

#### (3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする旅館・ホテル・病院・事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進・保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

#### (4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

#### (5) 防火思想の普及及び自主防災組織の育成強化

年2回（春・秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて各種広報活動を行い、住民の防火思想の普及・高揚を図るとともに、高齢者宅に対する防火訪問の実施など災害時の要配慮者対策等に十分配慮する。また、地域の自主防災組織・婦人消防クラブ等の防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

#### (6) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備や海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

#### (7) 消防体制の整備

消防団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高める。

#### (8) 防火訓練の実施

関係機関や地域住民等と相互に連携して、実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順や関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練実施後には評価を行い、必要に応じて体制等の改善を行う。

## (9)火災警報

町長は、檜山振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条の規定に基づく火災警報を発令することができる。

振興局名	火災警報発令条件
檜山振興局	〔3月から10月まで〕 実効湿度60%以下にして、最小湿度40%以下となり、最大風速10m/s以上のとき 〔11月から2月まで〕 実効湿度60%以下にして、最小湿度40%以下となり、最大風速15m/s以上のとき

## 2. 災害応急対策

### (1)情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

#### ①情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は次のとおりとする。

【大規模火事災害に係る情報通信連絡系統図】



#### ②町及び関係機関の実施事項

- ア. 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ. 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ. 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認・共有化・応急対策の調査等を行うものとする。

### (2)災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町及び関係機関が被災者の家族・地域住民等に対して行う広報は、「第5章第2節 災害広報計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

#### ①実施事項

##### ア. 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- a 災害の状況
- b 家族等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の実施する応急対策の概要
- e その他必要な事項

#### イ. 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車や遠隔吹鳴システムの利用等により、次の事項について広報を実施する。

- a 災害の状況
- b 被災者の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の実施する応急対策の概要
- e 避難の必要性等、地域に与える影響
- f その他必要な事項

#### (3) 応急活動体制

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。なお、関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ北海道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

#### (4) 消防活動

人命の安全確保と延焼防止を基本として、「第4章第9節 消防計画」の定めによるほか、次により消防活動を行うものとする。

- ①現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握するものとする。
- ②避難場所・避難通路の確保、及び重要かつ危険度の高い場所・地域を優先しながら、活動を実施するものとする。
- ③消火・飛火警戒等においては、近隣住民・自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施するものとする。

#### (5) 避難措置

町長は、人命の安全を確保するため、「第5章第4節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

#### (6) 救助救出及び医療救護活動等

救助救出及び医療救護等については、「第5章第5節 避難救出計画」及び「第5章第15節 医療救護計画」定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとし、「第5章第22節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬等を実施するものとする。

#### (7) 交通規制

江差警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章第7節 交通応急対策計画」の定めるところにより、必要な交通規制を実施するものとする。

#### (8)自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要がある場合には、「第5章第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、檜山振興局長に対して自衛隊の災害派遣の要請を依頼するものとする。

#### (9)広域応援

町及び江差消防署は、災害の規模によりそれぞれ単独で十分な災害応急対策を実施することができない場合には、「第5章第29節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村及び北海道へ応援を要請するものとする。

### 3. 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の崩壊又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町及び北海道は被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第8章第1節 災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑な復旧を進めるものとする。

## 第5節 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する予防・応急対策は、この計画の定めるところによる。

### 1. 予防対策

#### (1)実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、国・道・町及び関係機関は次により対策を講ずるものとする。

##### ①檜山森林管理署・北海道（檜山振興局・檜山振興局森林室）・江差町

##### ア. 一般入林者対策

山菜採り・魚釣・登山・ハイキング等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- a タバコ・たき火の不始末による出火の危険性について、新聞・テレビ・ラジオ等の報道媒体のほか、標語・ポスター・広報誌・看板・標識・ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- b 入林の承認申請や届出等について指導する。
- c 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- d 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

##### イ. 火入れ対策

林野火災危険期間（概ね4月～6月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- a 森林法（昭和26年法律第249号）及び江差町林野火入れに関する条例（昭和59年条例第28号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し許可附帯条件を遵守させる。

- b 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- c 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- d 火入れ（造林のための地ごしらえ・害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

#### ウ. 消火資機材等の整備

地域に適合した消火資機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検に努めるものとし、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

### ②森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防止するため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

- ア. 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発
- イ. 巡視員の配置
- ウ. 無断入林者に対する指導
- エ. 火入れに対する安全対策の確立

### ③林内事業者

林内において、森林施業・道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため森林所有者と協議し、特に次の事項に留意のうえ適切な予防対策を講ずるものとする。

- ア. 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- イ. 火気責任者の指定する喫煙所の設置、標識及び消火設備の完備
- ウ. 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

### ④森林愛護組合の協力

森林愛護組合は、部内における山火事予消防思想の普及啓発、火入れの場合の具体的指導について、その体制をとること。

### ⑤自衛隊

自衛隊は、危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講じるものとする。

- ア. 演習地出入者に対する防火啓発
- イ. 演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立
- ウ. 危険区域の標示
- エ. 防火線の設定
- オ. 巡視員の配置

### ⑥バス等運送業者

バス等運送業者は、危険期間中、乗客・乗員のタバコの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。

- ア. 路線の巡視
- イ. ポスター掲示等による広報活動
- ウ. 林野火災の巡視における用地の通行
- エ. 緊急時における専用電話の利用

## (2)江差町林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、江差町林野火災予消防対策協議会を設け、構成機関相互の連絡・情報交換・計画の実施及び指導等、予消防対策の円滑な実施を図るものとする。

### ①実施機関

江差町、檜山森林管理署

### ②協力機関

檜山振興局、檜山振興局森林室、江差警察署、檜山南部森林組合、檜山広域行政組合江差消防署、江差町消防団、新函館農業協同組合江差支店、鯉川森林造成組合、鯉川共農生産森林組合、小黑部山林牧場生産森林組合、各森林愛護組合、各報道機関、自然保護監視員、森林保全推進員

## (3)気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により、警報・注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

### ①林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として函館地方気象台が発表及び終了の通報を行うものとする。

#### ア. 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予防、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

#### イ. 消防法に基づく火災気象通報

火災気象通報の種類及び発表基準

〔種類〕

火災気象通報	火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法第22条の規定に基づき函館地方気象台が行う。
林野火災気象通報	林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行うものとする。

〔発表基準〕

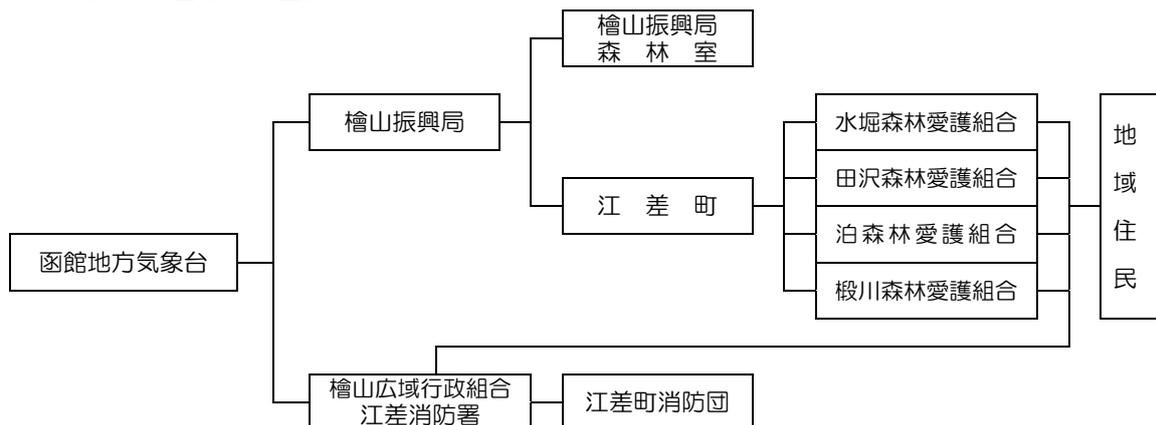
発表官署	地域名 (一次細分区域名)	通報基準
函館地方 気象台	檜山地方	実効湿度65%以下にして、最小湿度が35%以下、若しくは、平均風速が13m/s以上（檜山奥尻島では15m/s以上）と予想される場合 ※上記通報基準の平均風速は陸上を対象とした予想である。また、平均風速が基準以上の予想であっても降雨及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

### ②伝達系統

林野火災予防に万全を期するため、気象情報を的確に把握し、遠隔吹鳴システム・広報車・電話等を利用し、各関係機関に通報するものとする。

函館地方気象台から発表された林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。

【林野火災気象連絡系統図】



### ③町の措置

町が通報を受けたときは、通報内容及びとるべき予防対策等を、江差消防署・檜山森林管理署・檜山振興局（森林室）へ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図るものとする。また、町長は、林野火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生危険性があると認めるときは、消防法（昭和23年法律第186号）第22条に基づき火災警報を発令することとする。

### (4) 林野火災予防思想の普及啓発

町民への林野火災予防思想の普及啓発は、関係機関の協力を得て次により行う。

- ① 消防遠隔吹鳴システムによる普及啓発
- ② 広報車・広報紙等による普及啓発
- ③ ポスターの張付、立看板の設置による普及啓発
- ④ チラシの配布による普及啓発
- ⑤ 森林愛護組合・巡視人の協力による普及啓発
- ⑥ 小中学校児童生徒の作品による普及啓発

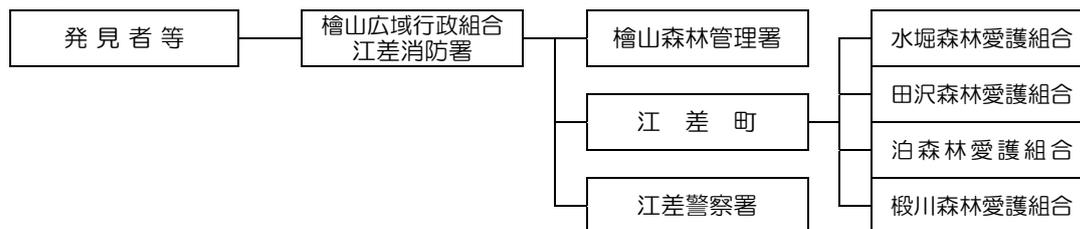
## 2. 応急対策

### (1) 情報通信

#### ① 情報通信系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

【林野火災発見者連絡系統図】



## ②町及び関係機関の実施事項

- ア. 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ. 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ. 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認・共有化・応急対策の調整等を行うものとする。
- エ. 町及び檜山振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

## (2)災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町及び関係機関が被災者の家族・地域住民等に対して行う広報は、「第5章第2節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

### ①実施事項

#### ア. 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- a 災害の状況
- b 家族等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の実施する応急対策の概要
- e その他必要な事項

#### イ. 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車や遠隔吹鳴システムの利用等により、次の事項について広報を実施する。

- a 災害の状況
- b 被災者の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の実施する応急対策の概要
- e 避難の必要性等、地域に与える影響
- f その他必要な事項

## (3)応急活動体制

町長は、大規模な林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。なお、関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ北海道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

## (4)消防活動

人命の安全確保と延焼防止を基本として、「第4章第9節 消防計画」の定めによるほか、次により消防活動を行うものとする。

- ①林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。

②住家への延焼拡大の危険性がある場合、又は林野火災が広域化する場合には、「第5章第27節 ヘリコプター活用計画」の定めるところにより、ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

(5)避難措置

町長は、人命の安全を確保するため、「第5章第4節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

(6)交通規制

江差警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章第7節 交通応急対策計画」の定めるところにより、必要な交通規制を実施するものとする。

(7)自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要がある場合には、「第5章第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、檜山振興局長に対して自衛隊の災害派遣の要請を依頼するものとする。

(8)広域応援

町及び江差消防署は、災害の規模によりそれぞれ単独で十分な災害応急対策を実施することができない場合には、「第5章第29節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村及び北海道へ応援を要請するものとする。